

各位

日本 PDA 製薬学会の著作物の利用について

一般社団法人日本 PDA 製薬学会
理事長 嶋澤 るみ子

皆様におかれましては常日頃から当学会の活動への御指導、御支援をいただき、また当学会の開催いたします各種行事に御参加いただいておりますことを厚く感謝申し上げます。

さて、昨今は当学会も含めましてウェビナーの開催、講演資料等の電子化が進んでおります。これに伴い、動画の録画や講演資料の共有による著作物の二次使用などに関するお問い合わせを多数いただくようになりました。

当学会の開催する各種行事に使用されております動画等の映像情報、講演資料等の文字情報などの著作権はすべて当学会に帰属しております、一部の例外を除いて行事に参加される個々人に対してのみそれらの利用を独占的に認めております。従いまして映像情報の他者との共有、文字情報の複写配布等の行為は当学会の著作権への侵害にあたることとなります。皆様におかれましては、これらの情報の取り扱いにつきまして十分にご留意いただき、必要に応じて御所属先の知的財産権対応部署にもご相談いただきますようお願いいたします。

なお、これまでにいただいたお問い合わせの代表的な例を別紙に記載いたしますので御参考としてご利用ください。また下記に文化庁の著作権に関する HP の URL も記載しましたので御参照ください。

www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/index.html

著作利用についての FAQ

1. セミナーの講演資料を複製して（資料自体の利用も含む）社内（課内）研修に使用したい。

講演資料をそのままの形で再利用すること（転載）は著作権法第 21 条（複製権）及び第 24 条（口述権）の侵害に当たりますのでお控えください。

2. 研修講座の資料中の特定のスライドを一部改変して、自分の講演に使用したい。勿論引用先についてはスライド中にしっかりと明記する。

引用自体につきましては著作権法第 32 条の規定「公正な慣行に合致すること、引用の目的上、正当な範囲内で行われることを条件とし、自分の著作物に他人の著作物を引用して利用することができる。同様の目的であれば、翻訳もできる。」により当学会に許諾請求をいただければ可能です。しかしこの場合、以下にご留意が必要です。従いまして改変は御遠慮ください。

- (1) 著作物を引用する必然性があること。
- (2) かぎ括弧をつけるなど、自分の著作物と引用部分とが区別されていること。
- (3) 引用部分はそのままの形で利用し、改変等を行わないこと
- (4) 自分の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること（自分の著作物主体）。
- (5) 出所の明示がなされていること。（第 48 条）

3. セミナーに参加した報告書に講演資料の複製を添付し、社内共有していいですか

作成された報告書の閲覧が所属上長など特定の少数に明確に限定されていれば、著作権法第 30 条（私的利用のための複製）と解釈できるかもしれませんが、それ以外の不特定多数の方が閲覧されますと、明確に著作権法第 21 条（複製権）の侵害となります。

著作権法 30 条の規定は、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（私的使用）」となっており、企業内での御使用には該当しませんのでご注意ください。

4. ウェビナーでの講演を録画して社内での研修に利用する、また社内関係者で視聴することはできますか。

講演の録画及びその録画の視聴は著作権法第21条（複製権）及び第22条の2（上映権）の侵害に当たりますのでお控えください。このような行為は映画の盗映やレンタルDVDの不法コピーと同じであることにご留意ください。

5. ウェビナーの講演を Teams 等の会議システムを利用して社内で共有していいですか（接続回線は1回線なのでPDAに回線の負担はかかりません）

講演を社内の会議システムを利用して共同視聴することは、4. のケースと同様に著作権法第21条（複製権）及び第22条の2（上映権）の侵害に当たりますのでお控えください。

6. スライドの一部を切り取り、社内啓発用ポスターに使用してもいいですか

引用先がポスター中に記載されており、引用部分が明確でありそのままの形で改変等がされないのであれば可能です。なお、引用についての許諾請求は必要です。